

たまプラーザ倶楽部 利用料金表（1割負担）

介護老人福祉施設

平成30年4月1日現在

(単位：円)

要介護度	1日の料金内訳				1日の料金	1カ月の料金 (30日の場合)
	介護サービス費 (1割)	利用者 負担段階	食費	居住費		
要介護1	794	第1段階	300	820	1,914	57,389
		第2段階	390	820	2,004	60,089
		第3段階	650	1,310	2,754	82,589
		第4段階	1,500	2,500	4,794	143,789
要介護2	871	第1段階	300	820	1,991	59,723
		第2段階	390	820	2,081	62,423
		第3段階	650	1,310	2,831	84,923
		第4段階	1,500	2,500	4,871	146,123
要介護3	956	第1段階	300	820	2,076	62,265
		第2段階	390	820	2,166	64,965
		第3段階	650	1,310	2,916	87,465
		第4段階	1,500	2,500	4,956	148,665
要介護4	1,034	第1段階	300	820	2,154	64,598
		第2段階	390	820	2,244	67,298
		第3段階	650	1,310	2,994	89,798
		第4段階	1,500	2,500	5,034	150,998
要介護5	1,111	第1段階	300	820	2,231	66,932
		第2段階	390	820	2,321	69,632
		第3段階	650	1,310	3,071	92,132
		第4段階	1,500	2,500	5,111	153,332

※要件に該当する方には、初期加算（35円/日）・療養食加算（7円/1食）等が加算されます。

※入院・外泊時は、介護サービス費（286円/日×1カ月に6日間）及び各利用者負担段階に合わせた居住費をご負担いただきます。

※介護サービス費には、洗濯代・オムツ代が含まれます。

※介護サービス費や食費・居住費は変更になる場合があります。

※医療費・日用品費・理美容代等をご希望に応じ、実費でご負担いただきます。
テレビ等電化製品持込の場合は、電気代相当分をご負担いただく場合があります。

【介護保険制度における「負担限度額認定証」とは】

介護保険施設やショートステイを利用したときの食費と部屋代は原則自己負担になりますが、市民税が非課税の世帯に属する方や生活保護等を受給されている方等は、自己負担額が軽減されます。

「負担限度額認定証」は、この軽減対象であることを証明するもので、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請をいただくと、対象となる方に発行されます。

なお、介護保険制度が改正され、平成27年8月以降有効な認定証の交付を受けるためには、生活保護等を受給されている方を除き、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市民税非課税
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産の額の合計が2,000万円以下
(配偶者がいない場合は本人の額が1,000万円以下)

たまプラーザ倶楽部 利用料金表（2割負担）

介護老人福祉施設

平成30年4月1日現在

(単位：円)

要介護度	1日の料金内訳				1日の料金	1カ月の料金 (30日の場合)
	介護サービス費 (2割)	利用者 負担段階	食費	居住費		
要介護1	1,490	第3段階	650	1,310	3,450	103,522
		第4段階	1,500	2,500	5,490	164,722
要介護2	1,647	第3段階	650	1,310	3,607	108,187
		第4段階	1,500	2,500	5,647	169,387
要介護3	1,816	第3段階	650	1,310	3,776	113,273
		第4段階	1,500	2,500	5,816	174,473
要介護4	1,971	第3段階	650	1,310	3,931	117,940
		第4段階	1,500	2,500	5,971	179,140
要介護5	2,127	第3段階	650	1,310	4,087	122,608
		第4段階	1,500	2,500	6,127	183,808

※要件に該当する方には、初期加算（69円/日）・療養食加算（13円/1食）等が加算されます。

※入院・外泊時は、介護サービス費（571円/日×1カ月に6日間）及び各利用者負担段階に合わせた居住費をご負担いただきます。

※介護サービス費には、洗濯代・オムツ代が含まれます。

※介護サービス費や食費・居住費は変更になる場合があります。

※医療費・日用品費・理美容代等ご希望に応じ、実費でご負担いただきます。
テレビ等電化製品持込の場合は、電気代相当分をご負担いただく場合があります。

【介護保険制度における「負担限度額認定証」とは】

介護保険施設やショートステイを利用したときの食費と部屋代は原則自己負担になりますが、市民税が非課税の世帯に属する方や生活保護等を受給されている方等は、自己負担額が軽減されます。

「負担限度額認定証」は、この軽減対象であることを証明するもので、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請をいただくと、対象となる方に発行されます。

なお、介護保険制度が改正され、平成27年8月以降有効な認定証の交付を受けるためには、生活保護等を受給されている方を除き、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者が市民税非課税
- ②本人及び配偶者の預貯金等の資産の額の合計が2,000万円以下
(配偶者がいない場合は本人の額が1,000万円以下)